



セーフティ946

**転落のおそれがある場所では、
誘導してもらうなど複数人で作業を!**



旭川方面で、大型特殊自動車が用水路に
転落、70歳代運転手が死亡する事故が発生
しました。

農耕用トラクターなどが公道を走行中、追突される事故や、路外に転落する事故が毎年発生しています!

運転前に泥汚れや積載物等で尾灯等が隠れていないか点検しましょう。

後続車から見えやすい位置に「低速車マーク」や「反射材」を貼付し、目立つ工夫をしましょう!

傾斜のある法面等は、バランスを崩して転落するおそれがあります。路肩への寄りすぎに注意!

不安定な場所で作業する場合は、「誘導してもらう」「一旦降りて路面状況を確認する」など、安全確認をお願いします。

無免許運転に注意!!

「軽自動車税申告書兼標識交付証明書」を見て小型特殊自動車と勘違いし、普通運転免許で大型特殊自動車を運転してしまい、無免許運転で検挙された事例があります。「うっかり」では済まされません。

道路運送車両法(車両区分)と道路交通法(免許区分)の大型特殊自動車は異なりますので運転前に確認しましょう。

小型特種免許・普通免許で運転可能なものは、農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0m(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは、2.8m以下)、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、特定小型特種自動車です。

この寸法を超える場合は、大型特殊免許が必要です。

